

障害福祉サービス事業者等に対する指導・監査

1. 根拠規定等

	根拠	国の通知等	県・市町村要綱等	方法
指導	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） 市町村：第10条 （利用者等調査は第9条） 県：第11条</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者等指導指針</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者等指導実施要綱</p>	<p>指導監査方針（年度方針） → 実地指導</p>
監査	<p>障害者総合支援法 県・市町村：第48条 （指定障害福祉サービス事業者等） 県・市町村：第51条の27第1項 （指定一般相談支援事業者） 市町村：第51条の27第2項 （指定特定相談支援事業者）</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者等監査指針</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者等監査実施要綱</p>	<p>指導監査方針（年度方針） → 実地監査</p>

2. 県が実施する指導・監査について

	指導方針	目的
集団指導	<p>○ 講習等の方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援給付対象サービス等の取り扱い ・ 自立支援給付にかかる請求の内容 ・ 制度改正内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の支援 ・ サービス等の質の確保 ・ 給付の適正化 ・ 著しい運営基準違反、自立支援給付の著しく不正な請求の場合、監査への変更
実地指導	<p>○ 事業所等において実施(事前に事業所に通知。事前提出資料を求める。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面談方式 ・ 事業所の設備や関係書類を確認する <p>○ 指導内容</p> <p><運営指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人員基準・設備基準・運営基準を満たしているかを確認 <p>→これまで厚生労働省令により全国一律に規定されていた基準等については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により奈良県指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等を制定（H25.4.1施行）</p> <p><報酬指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体報酬・各種加算等について報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、 <p>→不適切な請求等が確認された場合、必要に応じ過誤調整の行政指導を行う</p> <p>○ 文書による改善報告</p> <p>改善を要するものについては文書指摘を行い改善報告を求める。</p>	

